

# 電気通信サービスに係る料金政策の在り方 に関する研究会(第2回)ヒアリング資料

 SoftBank BB

 SoftBank

 SoftBank Telecom

2008年7月11日

 SoftBank

**プライスカップ規制は、利用者保護に一定の役割を果たしてきた**

## 【 プライスカップ規制 】

代替サービスのない市場において、支配的事業者の値上げを抑制し、  
利用者の利益を保護するための規制



**プライスカップ規制は、一定の役割を果たしてきた**

- 制度導入後、プライスカップを超える値上げはなし
- NTT東西に対し、一定の生産性向上を実現

## プライスカップ規制だけが、 料金低廉化に寄与したわけではない

### 【PSTN通話料】

- H12.11 SBTM市内通話料金告知  
(8.5円/3分)
- H13.5 SBTM市内通話提供開始
- H13.5 NTT東西市内通話値下げ  
(8.5円/3分)

### 【PSTN基本料】

- H16.12 「おとくライン」提供開始  
(1,500円(3級局))
- H17.1 NTT東西基本料値下げ  
(1,750円(3級局))  
↓  
(1,700円(3級局))

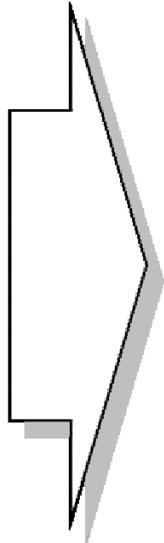
PSTNサービスの競争進展は、NTTが規制によりドライカップなどのボトルネック設備を開放したことから導かれた状況であり、前提となるドライカップの開放義務・接続料設定の継続が必要

料金低廉化はボトルネック開放による  
競争促進の成果でもある

PSTNにおける回線あたり費用の上昇に対し、利用者料金の低廉性を維持することが必要

【PSTNの市場動向】

- PSTN需要減少
- IPサービスへの移行が進展



PSTNにおける  
回線あたり費用の上昇



ユニバーサルサービスとして  
低廉性を求められる



利用者料金を低廉に保つための施策が必要

利用者保護

## プライスカップ規制だけでは解決不可

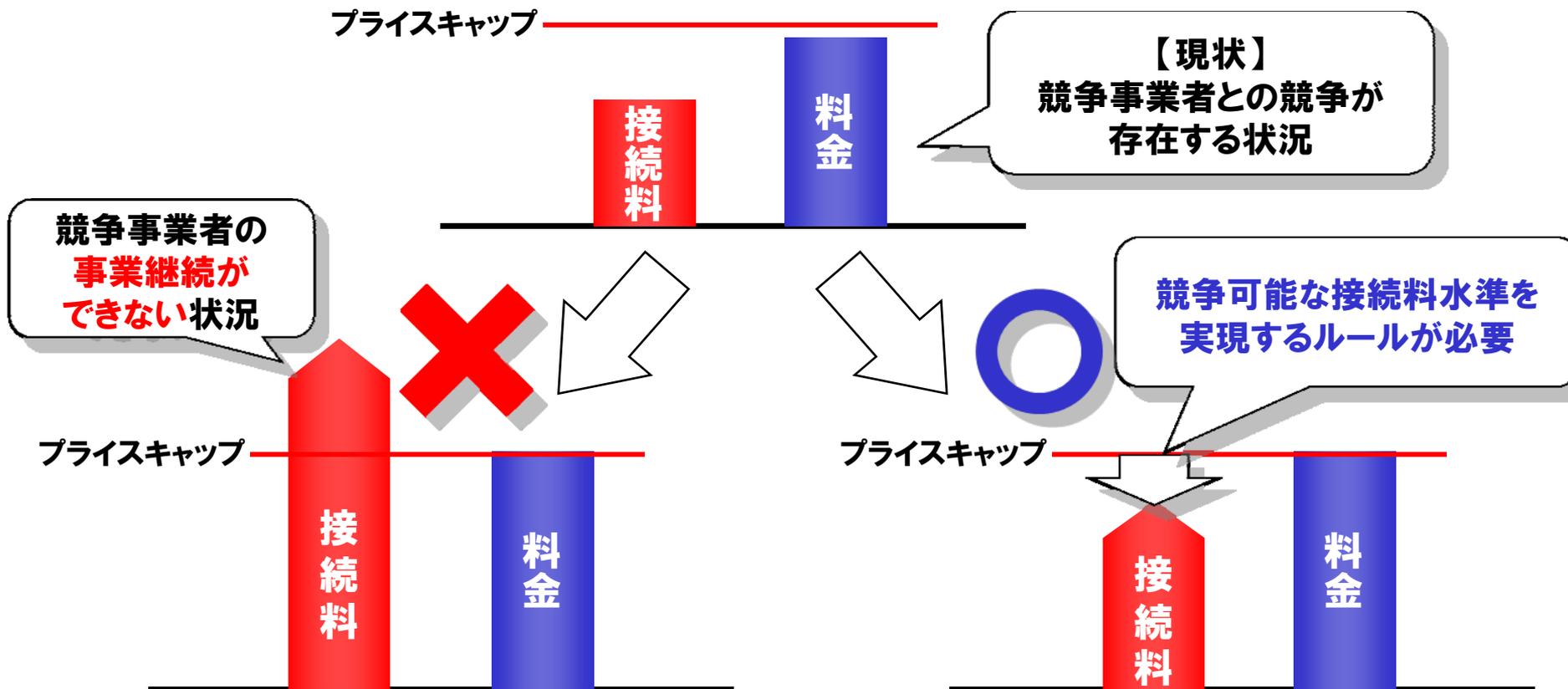
PSTN需要の減少／IP化への移行は市場全体に関わる問題であり、  
プライスカップ規制のみで対応できるものではない

料金政策の観点だけでなく、**公正競争促進の観点も必要**

利用者料金規制のみで対応しようとした場合、**他の制度との整合性が保てない**  
**公正競争促進のための各種施策を引き続き実施・検討することが必要**  
(接続ルール見直し、接続料の在り方、ユニバーサルサービスの問題等)

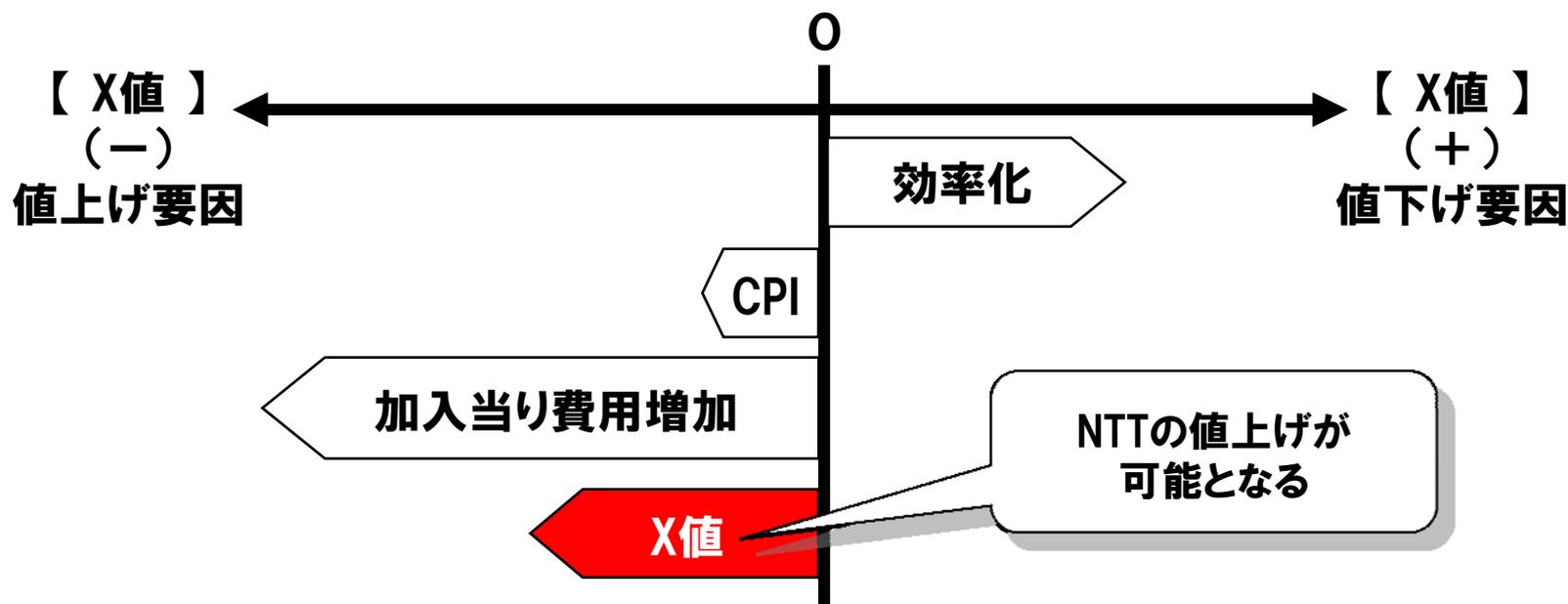
**利用者保護のためプライスカップ規制を維持しつつ、  
公正競争促進の観点も含めた施策の実施・検討が必要**

プライスカップ規制が競争を阻害する状況は回避することが必要



接続料は、競争事業者が競争可能な水準に維持することが必要

PSTNについては、X値がマイナスになり、  
基準料金指数が上昇することも想定される



代替サービスを選択できない固定電話加入者に対するセーフガード措置として、値上げを認めないようプライスカップを設定すべきではないか

少なくとも現状の基準料金指数を維持するため、  
X値をCPIとすることを検討すべきではないか

## Bフレッツの特定電気通信役務化を検討すべき

### 【 Bフレッツの市場動向 】

- 需要増加、NTTのシェア高止まり
- 以前の固定電話市場と同様の状況

利用者保護

## Bフレッツの特定電気通信役務化

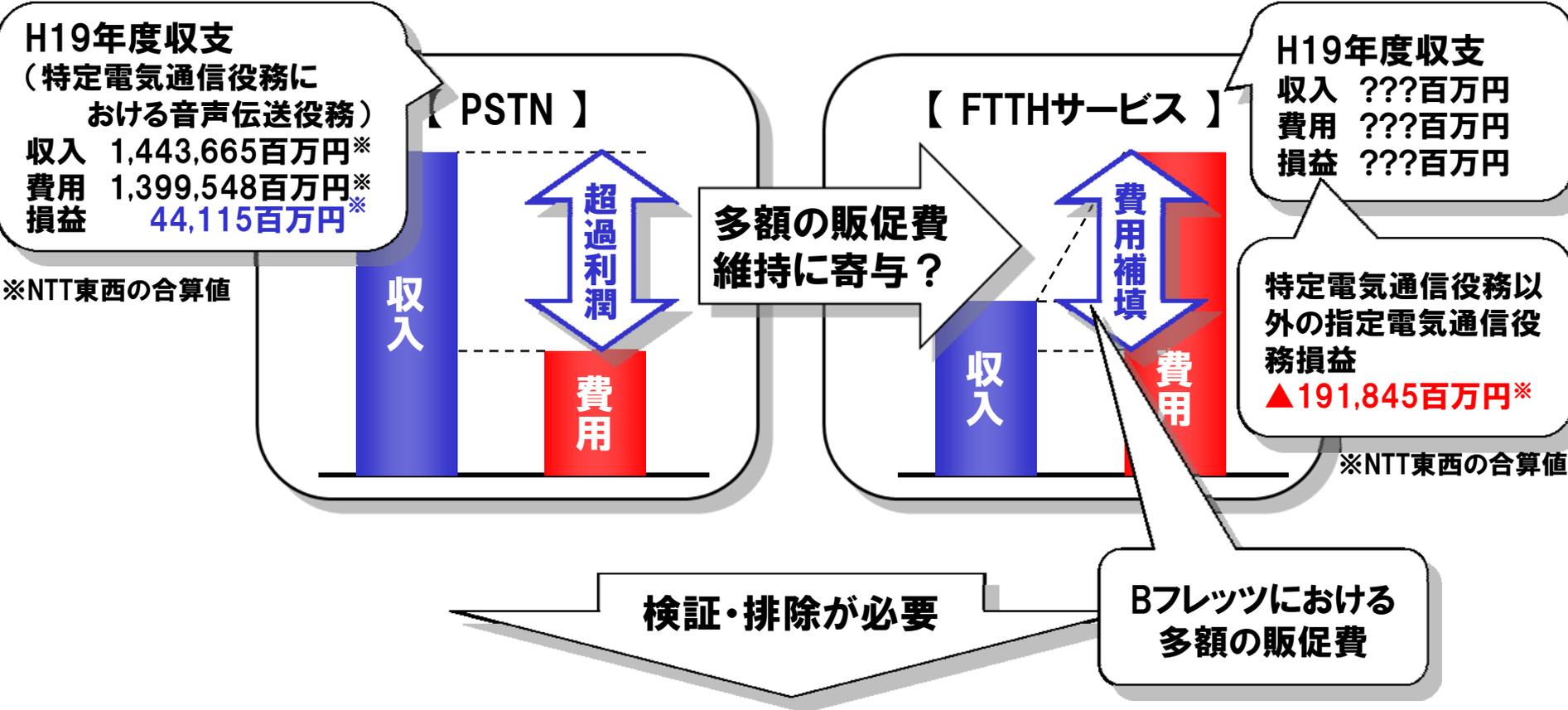
※ NGNについては、利用者への影響はまだ少ないが、今後の状況を注視すべき

なお、上記は利用者保護のための最低限の措置

真の利用者利便向上のためには、料金政策の観点だけでなく、公正競争の観点からのルール整備も必要

- ボトルネック設備開放拡大  
（1分岐当りの接続料設定、光ファイバ接続料水準低廉化）
- NTTの構造分離に関する議論

IPサービスの多額の販促費維持が可能な要因として、PSTNの超過利潤の活用可能性について検証が必要



役務別会計の詳細化等により  
内部相互補助を検証する仕組みが必要

# 役務別会計の詳細化

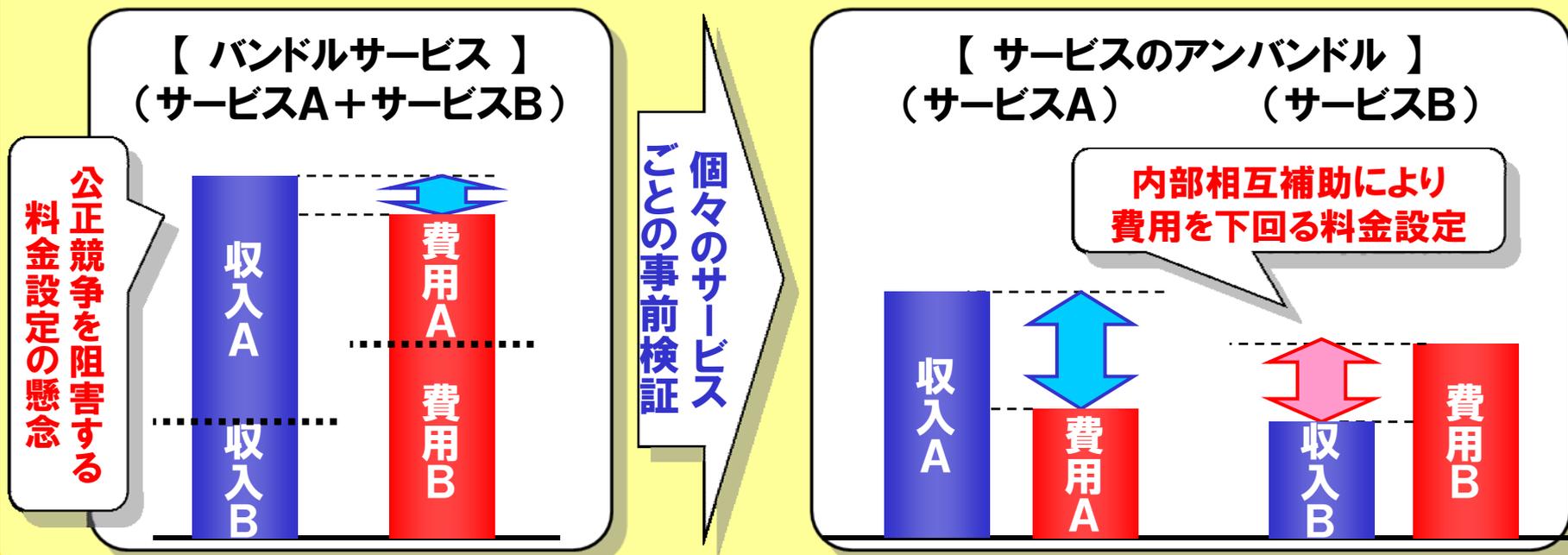
役務の種類		第一種指定設備管理部門			第一種指定設備利用部門			摘要	
		営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益		
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料						①
			中継電話						
			公衆電話						
			その他						
			小計						
	専用役務								
	FTTHアクセスサービス						②		
	ひかり電話								
	小計								
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務								
小計									
指定電気通信役務以外の電気通信役務									
合計									

※FTTHアクセスサービスとひかり電話は特定電気通信役務と指定された場合を想定

- ① 役務別会計における、指定設備管理部門／指定設備利用部門の区分
- ② 競争上、大きな影響があると思われるサービスを分類

市場支配的事業者によるバンドルサービスは、  
公正競争を阻害する可能性が高い

市場支配的事業者内／市場支配的事業者相互間におけるバンドルサービスの問題点



- 事前規制(届出・認可)を行うことを検討すべき
- 個々のサービスごとの収入・費用の検証を可能とする  
会計制度整備が必要

- **プライスカップ規制等の議論以前に、競争の促進により料金政策に関する議論を不要とすることが先決。**
- **PSTNの減少／IPへの移行により、PSTNの回線当り費用の上昇があり、利用者保護のため、今後もプライスカップ規制が求められる。その際、X値は少なくともCPIとすることを検討すべき。**
- **プライスカップ規制が競争を阻害する状況は回避すべきであり、接続料を競争可能な水準に維持することが必要。この他、公正競争促進のための各種施策を実施・検討することが必要。（接続ルール見直し、ユニバーサルサービスの問題等）**
- **利用者料金の適正性を検証し、問題を排除するため、役務別会計の詳細化等を実施し、透明性を確保することが必要。**
- **市場支配的事業者のバンドルサービスについては、事前規制及び個々のサービスごとの収入・費用の検証が必要。**